

『働き方改革』対策

とりあえず相談してみよう！



就業規則 を最強ツールに変える 無料相談会

特典：規程例テンプレート付

■「こんな悩み」をもつ経営者に最適！



- ✓古いままでよくわからず、働き方改革にも…
- ✓会社の実態にあっていなく、リスクが怖い！
- ✓トラブルの際に、どう使えばよいのやら？

であれば、まずこれ！

最低限絶対に欠かせない**重要7ポイント**をわかりやすく解説します

- 1 **採用**時〇〇までにもらう書式で、ミスマッチを避ける規定とは？
- 2 **解雇**は超不利、ならば〇〇退職をうまく使うための規定とは？
- 3 **休職**をリアルに定めて、労使で納得できる結末にする規定とは？
- 4 **問題社員**には、毅然とした態度で〇〇命令権を使える規定とは？
- 5 **服務規律**と**懲戒処分**は連動させて、とにかく〇〇〇規定する！
- 6 **有給休暇**で伸びる会社、失敗する会社を左右する規定の差とは？
- 7 予想される**残業代請求トラブル**を未然に防ぐための規定とは？

■講師の紹介



社会保険労務士 松本光治

(松本みつはる社会保険労務士事務所 代表／松本SR事務所合同会社 代表社員) 47歳。

震災後、水戸・ひたちなか中心に茨城県内の中小企業の支援を中心にコツコツ展開。一般的な手続顧問だけでなく、経営者の悩みやお困りごとにスポットをあてたコンサルティングを強みとする。

過去5年間の就業規則関連のご相談受理件数は累計で、**150件を突破**。

募集要項： 無料相談会：働き方改革対策支援 就業規則を最強ツールに変える

| 開催日時・場所 | | 参加対象者 |
|-----------|--|---|
| 相談 ルーム | 2019年1月23日(水) 午前10時～午後18時の間でご希望ください。 お申し込み後、時間調整します。 ひたちなか商工会議所 3階第306号室 ひたちなか市勝田中央14番8号 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中小企業の経営者、役員 ➤ 労務部門の幹部社員 ➤ 1人以上雇用する個人事業主 ➤ 茨城県内の方限定 |

■なぜ私が、このセミナーを開催するのか？

近ごろ、争いごとが急増しています。ほとんどの労働トラブルは、約束事を伝えていないことが原因。「そんなこと聞いていません」「それは法律的におかしいでしょ」…という社員のセリフが始まります。

日本全国で労働トラブルは頻発中。行政が把握しているだけで、年間100万件を超える紛争が報告されています。もちろん、ここ茨城でも多発。この現状から私なりの支援事業として無料の相談会を開催する運びとなりました。

トラブルを防止するために、“事前に”約束事を会社からしっかりと社員に伝えることが重要。そこで役立つのが「就業規則」。会社側から一方的に決めることができるルールブックである“就業規則”を戦略的にうまく使うわけです。今回の相談会では、どう戦略的に使えばよいのか、その方法をわかりやすくご紹介します。知らないがゆえに、損をしないでください！確実に会社リスクが低減するでしょう。ぜひご相談ください。すでにある御社の就業規則をご持参しての相談も歓迎です。セカンドオピニオンとして助言します。

| | |
|---------|--|
| ご 案内 | 相談料：無料 |
| | 時間：お1人様 60分間程度（延長30分プラスまで可能） <予約制> お申し込み後のキャンセルは必ずご連絡ください。募集人数：先着3名程度まで |

■お申込みは簡単！

必要事項記入のうえ FAX → 当方より追って「受付案内」を FAX・メールにてご返信します(翌日までに)。

今すぐ！ ⇒ FAX: 029-212-5112

※24時間受付OK

| | |
|-------------------------|-----------|
| 【貴社名】 | 【ご担当者名】 |
| 【TEL】 | 【FAX】 |
| 【メールアドレス】※はつきりと記入ください @ | |
| 【住所】 〒 | |
| 【ご希望する時間帯】※空欄に目安を記入ください | |
| 時 | 分ごろ ~ 時 |
| | 分ぐらいの間で希望 |



主催：松本みつはる社会保険労務士事務所 代表 松本光治

〒312-0045 ひたちなか市勝田中央14番地8号ひたちなか商工会議所会館3階

TEL:029-275-4700 FAX:029-212-5112

HP: <http://www.matsu-sharo.com> 松本みつはる 検索